

技術管理者の要件

「技術管理者」とは、解体工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる方です。解体工事業者は解体工事を請け負って施工するときは、技術管理者に解体工事に従事する他の作業員を監督させなければなりません。

技術管理者になるためには、下表に掲げる実務経験が資格を有している必要があります。

次のいずれかに該当する方(実務経験で申請する場合)
大学で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する方 高等専門学校で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する方 高等学校で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する方 中等教育学校(中高一貫校)で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する方 解体工事に関し8年以上の実務経験を有する方
上記のうち、土木工学科等とは、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林 土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む)、建築学、都市工学、衛生工学、交通工学に関する学科をいいます。

次のいずれかの資格を有する方
1級建設機械施工技士 2級建設機械施工技士(種別「第1種」又は「第2種」に限る) 1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(種別「土木」に限る) 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士(種別「建築」又は「躯体」に限る) 1級建築士 2級建築士 1級のとび・とび工の技能検定に合格した方 2級のとびもしくはとび工の技能検定に合格した後、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する方 技術士(2次試験のうち建設部門に合格した方に限る)

次のいずれかに該当する方で、国土交通大臣が実施する講習又は指定する講習を受講した方 指定講習とは、(社)全国解体工事業団体連合会又は(株)日本解体工事技術協会が実施する「解体工事施工技術講習」
大学で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する方 高等専門学校で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する方 高等学校で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する方 中等教育学校(中高一貫校)で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する方 解体工事に関し7年以上の実務経験を有する方

国土交通大臣が指定する試験に合格した方(解体工事施工技士) 実施機関は、(社)全国解体工事業団体連合会、(株)日本解体工事技術協会
--

国土交通大臣が上記の各欄に表記されている者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した方
